

ID: 106

担当部署: 健康推進課

処分の概要	手数料の免除		
例規名 根拠条項	柴田町予防接種手数料徴収条例 第3条		
例規番号	昭和37年条例第156号		
【基準】 第3条の規定による。 (免除) 第3条 町長は、次の各号に掲げる者に対しては、手数料を免除することができる。 (1) 生活保護法適用世帯の者又はこれに準ずる世帯の者 (2) その他特別の事情ある世帯で負担が困難であるとき			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日